

事業	事業内容	令和11年度 (2029)	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。	量の見込み 確保の内容	3人日 264人日
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子どもの預かり等の援助希望者(依頼会員)と、援助者(提供会員)、その両方を兼ねる人(両方会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。(※ここでは小学生児童分のみ)	量の見込み 確保の内容	120人日 120人日
一時預かり事業 (幼稚園型)		量の見込み 確保の内容	5,657人日 5,657人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった場合等に、乳児又は幼児について、保育所等において一時的に預かる事業です。	量の見込み 確保の内容	419人日 419人日
延長保育事業	保育所等の利用者を対象に、保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。	量の見込み 確保の内容	559人 559人
病児保育事業	病気又はその回復期の児童について、家庭での保育が困難な期間、当該児童の一時保育を行う事業です。	量の見込み 確保の内容	81人 81人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童を対象に、放課後や学校休業日に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。	量の見込み 確保の内容	582人 665人
		1年生	量の見込み 205人
		2年生	量の見込み 158人
		3年生	量の見込み 98人
		4年生	量の見込み 83人
		5年生	量の見込み 23人
		6年生	量の見込み 15人
産後ケア事業 【新規】	産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。	量の見込み 確保の内容	143人 143人
乳児等通園支援事業 (子ども誰でも通園制度) 【新規】	全ての児童に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。	量の見込み 確保の内容	7人日 7人日
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	施設が実費徴収を行う際に、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合には、負担軽減を図るために助成を行う事業です。		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	待機児童解消加速化プランによる保育の受皿拡大や「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所(園)、小規模保育などの設置を促進していく事業です。		

単位「人日(回)」とは、「人数」×「日(回)数」の延べ数を意味し、事業の総利用日(回)数を把握するものです

## 計画の推進体制

### (1) 地域及び関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、関係者(機関)や学識経験者、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「雲仙市子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めています。

### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築します。また、計画の進捗状況について、「雲仙市子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。

## 雲仙市こども計画【概要版】

発行・編集：雲仙市福祉事務所子ども支援課  
〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地  
TEL：0957-47-7874 FAX：0957-36-8900

# 雲仙市こども計画

## 概要版

すべての子ども・若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり  
地域全体で助け合い、親と家族を支え合う優しい地域づくり



令和7(2025)年3月  
雲仙市

## 計画策定の目的

本市では、国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本市においても、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するために、新たに「雲仙市こども計画」を策定することとしました。

## 計画の位置づけ

雲仙市こども計画(以下、「本計画」という)は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。



## 計画の基本理念

本市でこれまで推進されてきた子ども・子育て施策を束ねる計画である「雲仙市子ども・子育て支援事業計画」から、子ども、若者支援を総合的に推進する「雲仙市こども計画」となり、新たな子ども・子育てを含むより大きな計画となりました。

本計画では、すべての“子ども”を中心として、子ども・子育て施策を推進するよう改めて目指す姿の考え方を見直すとともに、その対象に若者も含め、すべての子育て家庭が仕事と育児の生活バランスがとれ、安全で安心に暮らせる輝く未来づくりを推進するものです。

そのためには、「雲仙市子ども・子育て支援事業計画」から一貫している“地域全体で”子育て環境を充実させていく考えを継承し、助け合いと支え合いによる、親とその家族に優しい地域づくりを推進していきます。

【基本理念】

## すべての子ども・若者が安心して育ち、暮らせるまちづくり 地域全体で助け合い、親と家族を支え合う優しい地域づくり

## 本市の18歳未満の子どもの将来人口推計

1歳階級別コーホート変化率法に基づく、市の18歳未満の子どもの将来人口推計をみると、本計画期間である令和7(2025)年は5,712人となっており、5年後の令和11(2029)年は、約500人減り5,210人となる予想です。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）を基にしたコーホート変化率法による将来人口推計

## 計画の基本目標、施策、主な取組

### ライフステージごとの支援

#### 基本目標

## 1 誕生前から幼児期までの支援

保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実し、幼児教育と幼児保育がすべての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

#### 施策内容

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療
  - ①妊娠婦健康診査事業の実施★
  - ②乳幼児健診の充実と受診率の向上★など
- 出産に関する支援、産前産後の支援の充実
  - ①妊娠婦のサポート体制の充実
  - ②両親学級の実施／③産後ケアの実施★など
- 幼児教育・保育の質の向上
  - ①教育・保育事業／②保育補助者雇用強化事業など

#### 主な取組

★…本計画から新たに位置づけた事業

#### 基本目標

## 4 子どもの貧困の解消に向けた対策

<第2期雲仙市子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画>

貧困により、子どもが適切な養育、教育ならびに医療を受けられないと、多様な体験の機会を得られることおよび権利や利益を害され社会から孤立することがないよう、保育園(所)等、学校、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。

#### 施策内容

- 生活支援の充実
  - ①訪問(面談)や健診等による気づきと情報共有による支援★
  - ②子どもと親が安心できる安全な居場所環境の充実★など
- 教育支援の充実
  - ①社会体験を通じたさまざまな学習機会の提供★
  - ②就学援助★③特別支援教育就学奨励★など
- 保護者に対する就労支援の充実
  - ①家庭の自立に向けた雇用、就労支援の強化
  - ②児童扶養手当受給者に対する就労支援など
- 経済的支援の充実
  - ①児童扶養手当、特別扶養手当の支給
  - ②自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金など

#### 主な取組

#### 基本目標

## 2 就学後から18歳までの子どもへの支援

学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努め、悩みや不安を抱える子どもに適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

#### 施策内容

- 学童期・思春期の保健対策
  - ①思春期相談の充実／②小中学生への性に関する指導★など
- 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実
  - ①確かな学力の向上／②道徳教育の充実／③国際交流★
  - ④地域の魅力を再発見！出前講座★など
- 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実
  - ①全天候型の子どもの遊び場の整備★
  - ②児童育成支援拠点の整備★など

#### 主な取組

#### 基本目標

## 5 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担や負荷に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。また、関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートから着実な支援へつなげる体制づくりを推進します。

#### 施策内容

- 児童虐待防止対策の充実
  - ①母子保健事業を利用した児童虐待の早期発見・予防
  - ②親子ホットライン★／③家庭ホットライン★など
- ヤングケアラー対策の充実
  - ①ヤングケアラー支援の理解の促進★
  - ②学校等におけるヤングケアラーの相談・支援体制の充実★など
- 障がい児施策の充実
  - ①在宅サービスの充実／②障がい児の福祉医療費の助成
  - ③教育体制の整備
- いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援
  - ①スクールサポーター配置事業
  - ②児童生徒サポートセンター事業／③いじめ防止事業★
- 子どもの権利に関する普及啓発
  - ①人権教育の推進★／②人権啓発活動の実施★

#### 主な取組

#### 基本目標

## 3 18歳以降の若者への支援

18歳以降の若者たちが健全に社会と関わり続けていくために、就労に向けた支援や、結婚、出産、定住の機会づくりに取り組みます。

#### 施策内容

- 就労、生活基盤安定のための支援
  - ①地域産業雇用創出支援金★
  - ②新卒者等就職支援事業★など
- 結婚・出産の希望をかなえる支援
  - ①結婚支援金★／②赤ちゃん支援金★など
- 若者に魅力ある地域づくりの推進
  - ①若者UIターン家賃補助金★など

#### 主な取組

## 基本目標

## 6 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなってしまっている保護者たち子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を推進します。

施策内容	主な取組
1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実	①こども家庭センターの運営★／②電話相談の実施 ③子育てハンドブック等の作成・配布など
2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①児童手当／②学校給食費補助★
3 ひとり親家庭への支援	①母子父子自立支援員の活動 ②ひとり親家庭への経済的支援
4 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上	①家庭教育学級の推進／②子育てグループ等の活動支援 ③地域住民による子育て支援の推進など
5 共働き、共育てができる環境づくりの推進	①働く場における子育て意識の啓発 ②多様な保育サービス等の提供とその情報提供

## 基本目標

## 7 子ども・若者・子育てに優しい社会づくり

子ども、若者、そして子育て世代が安心して暮らしていく生活環境の整備と利便性の向上に向けた取組を推進します。

施策内容	主な取組
1 子どもの安全の確保	①通学路等の安全点検の実施／②交通安全教育の推進 ③防犯教育の推進／④メディア安全啓発★など
2 子育てを支援する生活環境の整備	①子育て応援住宅支援事業／②市内公園の維持管理等 ③小児医療情報提供の充実／④バリアフリー化の推進など



## 教育・保育事業に係る量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、地域特性などを総合的に勘案し雲仙市全域を提供区域とします。また、教育・保育を必要とする子どもの数及び市の受入許容数をそれぞれ「量の見込み」、「確保の内容」とし、1～3号認定別に設定します。

## 教育・保育施設の量の見込みと確保の内容 ▶▶▶

認定区分	年齢	主な利用施設	令和11年度(2029)
1号認定	3～5歳	認定こども園（幼稚園部分）	量の見込み 93人 確保の内容 99人
		認定こども園（保育所（園）部分）、保育所（園）	量の見込み 676人 確保の内容 719人
2号認定	0歳		量の見込み 152人 確保の内容 243人
	1歳	認定こども園（保育所（園）部分）、保育所（園）、特定地域型保育事業	量の見込み 204人 確保の内容 235人
	2歳		量の見込み 221人 確保の内容 256人

## 教育・保育事業に係る量の見込みと確保の内容

本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、雲仙市全域を提供区域とします。また、国の基本指針等を踏まえ、提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業の利用量に対する十分な確保の方策を設定します。

## 地域子ども・子育て支援事業の確保の内容 ▶▶▶

事業	事業内容	令和11年度(2029)
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	子どもや保護者が、保育所(園)等での地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、情報提供や助言・相談等の支援を行う事業です。	量の見込み 1か所 確保の内容 1か所
妊婦等包括相談支援事業 【新規】	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、伴走型相談支援の推進を図ります。	量の見込み 235人日 確保の内容 235人日
地域子育て支援拠点事業	保育所(園)等の地域の身近な場所で、乳幼児(0～2歳)のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。	量の見込み 7,224人日 確保の内容 7,224人日
妊婦健康診査事業	母子保健法に基づく妊婦健診の確実な実施を図るもので、本市においては妊娠中の妊婦健康診査の健診費用を14回分助成しています。	量の見込み 232人 確保の内容 232人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	量の見込み 232人 確保の内容 232人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援、育児・家事援助等を行う事業です。	量の見込み 13人 確保の内容 13人
子育て世帯訪問支援事業 【新規】	令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに創設された事業です。訪問支援員による相談支援、家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整え、虐待の防止を図る事業です。本市においても必要に応じて検討します。	
児童育成支援拠点事業 【新規】	令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに創設された事業です。児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等を行うとともに、虐待の防止を図る事業です。本市においても必要に応じて検討します。	
親子関係形成支援事業 【新規】	令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに創設された事業です。児童との関わり方などに不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の実施や相談及び助言等を行う事業です。本市においても必要に応じて検討します。	